

「いのち支えるちがさき自殺対策計画」本市における主な関連事業 進捗状況

資料2-6

基本方針	令和3年度 事業取組状況 (a:取組中、b:事業廃止、c:コロナの影響で縮小して取組中または休止)	重点施策	令和3年度 事業取組状況 (a:取組中、b:事業廃止、c:コロナの影響で縮小して取組中または休止)
I 市民への啓発と周知関連	a:3事業 b:0事業 c:1事業	1 働く人への対策関連	a:4事業 b:0事業 c:1事業
II 気づきと見守りのある地域づくりの推進関連	a:8事業 b:1事業 c:4事業	2 シニア世代対策関連	a:6事業 b:0事業 c:0事業
III 「つながる」を支える人材の育成関連	a:0事業 b:0事業 c:3事業	3 経済的な問題対策関連	a:2事業 b:0事業 c:1事業
IV 生きることの促進要因への支援	a:1事業 b:0事業 c:2事業	合計 a:26事業 b:1事業 c:13事業 ※計画策定時の事業内容での評価・実績となります。	
V 若年層への自分を大切にする取り組みの推進	a:2事業 b:0事業 c:2事業		

担当部署	ページ	基本方針/重点施策	No.	事業名	事業内容	令和3年度 事業取組状況	令和3年度 事業の課題	令和元年度 実績	令和2年度 実績
秘書広報課	57	I 市民への啓発と周知関連	1	広報ちがさき等発行事業	毎月1日、15日に発行している広報ちがさき等において、市の施策を市民が関心を持って読んでいただけるよう見せ方を工夫しています。	a:取組中	利用者層が中高年層に偏り、若年層の利用率が低いため、全世代に読まれるための紙面づくり	月2回、各回約9万部発行し自治会等による配布を行った。	5月1日号から毎月1回11万部発行。ポスティング業者による全戸配布を行った。(4月1日・15日は各回約9万部発行し自治会等による配布。)
子育て支援課	57	I 市民への啓発と周知関連	2	子育てガイドブックの発行	妊娠や出産に関わる支援や保育園・幼稚園の情報、相談窓口、お出かけマップ等の出産予定のプレママ・プレパパにも子育て家庭にも役立つ情報を掲載しているガイドブックを民間業者との協働で発行しています。	a:取組中	母子健康手帳取得時に配布したり、ホームページに掲載してたりして、周知を行っている。発行部数や配布する機会を増やし、必要な人が情報を受け取れるようにする必要がある。	実績なし	民間事業者との協働で20,000部発行
保健予防課	57	I 市民への啓発と周知関連	3	精神保健普及啓発に関する事務	精神保健普及啓発活動を実施(研修会の開催、パンフレット等による周知)します。	c:コロナの影響で縮小して取組中または休止	感染症対策を講じたうえで幅広い世代に向けての普及啓発が求められており、開催形式に工夫が必要。	・精神保健福祉普及啓発講演会 1回 ・市民まつりにおける普及啓発 1回 ・茅ヶ崎市リハビリテーション専門 ・学校における普及啓発 1回	茅ヶ崎市こころの110番(電話相談) 161件(新規かつ本人・家族から)
図書館	57	I 市民への啓発と周知関連	4	図書館利用及び貸出事業(本館・分館)	関連図書を含め本の閲覧、貸出を行います。	c:コロナの影響で縮小して取組中または休止	茅ヶ崎市財政健全化緊急対策及び茅ヶ崎市新型コロナウイルス感染症対策に基づく事業の休止に伴い、事業実施の手法や工夫の研究が課題です。	貸出については、図書室や移動図書館等自宅からより身近な窓口での利用が増えているため、本館では児童書架の表示、雑誌の配架、CDの分類や配列の見直しを実施、分館でも書架表示の改善や特別展示を行うなど利用者の利便性を図り、利用促進につながるよう実施しました。	茅ヶ崎市新型コロナウイルス市内感染のまん延防止に係る取り組み方針の見直しを受け、事業実施のために手法を工夫して実施。休館中に蔵書点検や書架表示の改善、見直しを行い、読書に親しめる環境づくりの充実にも努めた。家庭配本サービスでは、緊急事態宣言中は職員が直接利用者に資料を届けて実施しました。また、「茅ヶ崎市こころの110番ポスター」を医学の書架及び女子トイレへ掲示しました。
市民自治推進課	57	I 市民への啓発と周知関連	5	地域コミュニティ事業	認定コミュニティ等が地域住民の声を反映する組織として継続的に活動できるよう、財政支援や地域担当職員が後方支援を行い、地域力の向上を図り、住民主体のまちづくりを推進します。茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会や認定コミュニティ企画事業審査会を通じ、事業及び制度の検証を行います。まちちから協議会連絡会と連携し、地区協議会間での連携・運動を促進します。まちちから協議会連絡会へ積極的に情報を発信し、市政や地域課題に関する協議を進めます。	a:取組中	主管課より自殺防止等に関するチラシの地域内回覧の依頼があった場合、毎月開催の茅ヶ崎市まちちから協議会連絡会定例会等において行政からの依頼事項として、積極的な情報発信につなげることは可能であるが、令和2・令和元・平成31年の実績はありませんでしたので、積極的な活用を検討が必要です。	実績なし	実績なし
市民相談課	58 64	II 気づきと見守りのある地域づくりの推進関連 IV 生きることの促進要因への支援	1 1	相談業務事業	市民相談、法律相談、行政相談、税務相談、司法書士相談、暮らしと事業の相談、市民安全相談、防犯相談、交通事故相談、公証相談、不動産相談、分譲マンション管理相談、市長の一日相談、建築紛争相談を開設し、市民の悩みや不安の解消を図ります。	c:コロナの影響で縮小して取組中または休止	コロナの影響で、法律相談や税務相談などの専門相談の開設数を削減せざるを得なかった。このことにより市民が困ることのないよう、事前の聞き取りに注力し、適切な案内、予約受付を行っている。	市民相談1,074件、法律相談975件、行政相談7件、税務相談185件、司法書士相談57件、暮らしと事業の相談11件、人権相談40件、市民安全相談14件、防犯相談0件、交通事故相談36件、公証相談21件、不動産相談46件、分譲マンション管理相談8件、建築紛争相談0件、犯罪被害者等支援相談45件	市民相談1322件、法律相談918件、行政相談3件、税務相談128件、司法書士相談41件、遺言書と終活の相談13件、人権相談18件、市民安全相談13件、防犯相談0件、交通事故相談31件、公証相談21件、不動産相談30件、分譲マンション管理相談4件、建築紛争相談2件、犯罪被害者等支援相談8件
男女共同参画課	58	II 気づきと見守りのある地域づくりの推進関連	2	女性相談事業	離婚等夫婦の問題、家族の問題、経済的な問題、暴力の問題、子どもの問題など様々な問題を抱える女性を支援して女性が安心して暮らすことができる社会の実現を目指して「女性のための相談室」を男女共同参画推進センターに設置し、専門相談員による電話相談・面談相談及び女性弁護士による法律相談を行います。	a:取組中	関係機関と連携し、様々なケースに柔軟に対応していく。	・電話相談 529件 ・面談相談 140件 ・法律相談 65件	・電話相談 582件 ・面談相談 134件 ・法律相談 61件
生活支援課	58	II 気づきと見守りのある地域づくりの推進関連	3	生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者からの相談を聞き取り、課題を把握します。自立のための方策を検討し、必要に応じて生活困窮者の支援プランを策定します	a:取組中	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、対面での相談や訪問活動が困難になっている。対面での対応を基本としつつ、相談者の意向を踏まえた柔軟な対応を行っている。	生活困窮者の方に対して、専門の自立相談支援員がそれぞれに応じた相談や就労を含めた支援を行った。相談件数213件(うち女性85件)	生活困窮者の方に対して、専門の自立相談支援員がそれぞれに応じた相談や就労を含めた支援を行った。相談件数1,002件(うち女性391件)
障がい福祉課	58 63	II 気づきと見守りのある地域づくりの推進関連 III 「つながる」を支える人材の育成関連	4 1	自立支援協議会に関する事務	自立支援協議会の代表者会議、運営会議、4つの部会を定期的に開催し、市、市社会福祉協議会、相談支援事業所、サービス事業所等とのネットワークの充実、相談支援体制の強化、関係者の支援技術の向上を図ります。平成30年4月より当事者部会を立ち上げ、障害者の声を聞くことで、障害者が住みやすいまちづくりを目指します。	c:コロナの影響で縮小して取組中または休止	市、市社会福祉協議会、相談支援事業所、サービス事業所等とのネットワークの充実、相談支援体制の強化、関係者の支援技術の向上	・運営会議8回開催(参加者15名程度) ・部会(4部会各3回)(参加者15名程度) ・代表者会議3回開催(参加者40名程度)	・運営会議(5回) ・部会(書面会議1回 対面会議1回) ・代表者会議(書面会議2回)

こども育成相談課	59	II	気づきと見守りのある地域づくりの推進関連	5	家庭児童相談事業	子育てに不安や悩みを抱える家庭に対し、家庭児童相談員が相談に応じます。児童虐待の問題に適切に対応するとともに、子どもやその家庭、妊産婦を対象とした実情の把握、相談・指導、関係機関との連絡調整等を一体的に行う「子ども家庭総合支援拠点」を運営します。子育てに悩みを持つ保護者に対して、しつけの技術を身につけ親子関係の改善をめざす「ほしつ☆メソッド(ほめる・しかる・伝える子育て練習講座)」を実施します。	a.取組中	コロナ禍で外出機会が減少する中、家庭内の問題が潜在化する可能性がある 感染症拡大防止対策を十分に講じ、ほしつ☆メソッドを年間を通じて予定どおり開催する(託児の実施も必須となる)	【家庭児童相談】 ・全相談件数 593件 (うち虐待相談140件) 【ほしつ☆メソッド】 ・通常講座 11クール(2時間×5回コース) ・入門講座 30回(2時間×1回コース)	【家庭児童相談】 ・全相談件数 524件 (うち虐待相談123件) 【ほしつ☆メソッド】 ・通常講座 4クール(2時間×5回コース) ・入門講座 3回(2時間×1回コース)
地域保健課	59	II	気づきと見守りのある地域づくりの推進関連	6	保健指導・健康相談事業	女性の健康に関する正しい知識を伝え、ライフプランを考える健康教育を実施します。管内の教育機関からの依頼に応じ思春期保健指導(集団・個別)を実施します。管内の住民・団体等からの依頼に応じ保健指導、健康教育を実施します。	b.事業廃止	本課において本事業は担当していないため、事業評価を出すことができない。	実績なし	実績なし
保健予防課	59	II	気づきと見守りのある地域づくりの推進関連	7	地域精神保健福祉連絡協議会に関する事務	地域特性に応じた地域精神保健福祉対策推進のための情報交換を実施します。地域特性に応じた新たな地域精神保健福祉対策を検討します。実務担当者会議(作業部会)を開催します。その他、地域精神保健福祉対策に関する事項を実施します。	c.コロナの影響で縮小して取組中または休止	精神科医療機関長期入院患者に対して働きかける事が主な取り組み内容だったため、令和2年度はコロナ禍の影響を受け、取り組みを止めざるを得なかった。今年度、ワーキンググループを再開し、取り組みを推進していく。精神障がい者の地域生活の場の確保する取り組みを推進していく。	・地域精神保健福祉連絡協議会ワーキンググループ 2回 ・地域精神保健福祉連絡協議会 部会 1回 ・地域精神保健福祉連絡協議会 親会 1回	・地域保健福祉連絡協議会 親会(書面開催) 1回
健康増進課	60	II	気づきと見守りのある地域づくりの推進関連	8	母子保健訪問指導事業	提出された出生連絡票等に基づき、新生児訪問、こんにちは赤ちゃん訪問、未熟児訪問等に振り分け、保健師、助産師、主任児童委員、管理栄養士等が訪問し、対象者の抱えている悩みについて支援するとともに、居住している地域の子育て支援情報を提供します。すべての対象者に連絡、訪問することで、相談に出向いてくることができない対象者を早期に把握します。継続した支援が必要な対象者には、関係機関と連携しながら定期的な訪問や電話フォロー等を実施します。母子に関する心身の健康状態を把握し、児童虐待の未然防止と早期発見をしていきます。	a.取組中	新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、訪問については継続をしていくが、感染症への不安から、訪問を延期したい方や希望しないという方が一定数いる。コロナ禍で、里帰り出産が制限されたり、実家等から協力を得にくい、地域とつながるための交流の場が少ないといった環境であることから、育児が孤立しやすいことが課題である。可能な限り赤ちゃん訪問を実施し、母子の健康状態を把握するとともに、産後うつ傾向を早期に発見し、支援につなげることが必要である。	・対象:1,658人 ・訪問件数:1,616件 ・訪問実施率:97.5%	・対象:1,611人 ・訪問件数:1,568件 ・訪問実施率:98.4%
患者支援センター	60	II	気づきと見守りのある地域づくりの推進関連	9	医療相談事業	受診相談、医療・看護・福祉相談、退院相談、セカンドオピニオン相談、がん相談、緩和ケア相談など医療に関する総合相談を実施し、必要に応じて地域の医療機関等とも連携しながら患者さんを中心として全ての人が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるための支援を行います。	a.取組中	精神科医師の常勤医がいなくての患者さんのメンタル支援は困難な面がある。事例が発生した際の現場の負担は非常に大きい。特に、家族の付き添いが困難な場合の夜勤帯の管理は困難である。また、自殺企図を発見した看護師等の精神的衝撃は大きく、心療内科にかかるケースもある。	発生事例に応じて関係者で話し合いを行い、対応策を検討。安全に退院を迎えられるよう当該病棟のスタッフが協力しあい患者対応を行った。精神科外来医師(週1回来院)へ相談し、診察のうえ対応方法の助言や指導を受けた。また、必要に応じて医療安全管理室がアドバイスや支援を実施している。個人情報保護の観点から、地域機関への情報提供等はしていない。	令和元年度から引き続き、発生事例に応じて関係者での話し合いや精神科外来医師(週1回来院)へ相談し、診察のうえ対応方法の助言や指導を受け対応策を検討。安全に退院を迎えられるよう当該病棟のスタッフが協力しあい患者対応を行った。また、必要に応じて医療安全管理室がアドバイスや支援を実施している。個人情報保護の観点から、地域機関への情報提供等はしていない。
教育センター	61	II	気づきと見守りのある地域づくりの推進関連	10	青少年教育相談事業	青少年の健全育成へのよりよい支援・相談業務を推進するために、スーパーバイザーの指導・助言を受けながら、電話相談及び面接(来所)相談を実施します。学校及び適応指導教室に通うことができないひきこもり傾向の児童・生徒への支援・相談業務として、不登校児童・生徒訪問相談を実施します。面接相談に係る児童・生徒を対象に、保護者の要請により心理相談員が学校を訪問する「小・中学校要請教育相談」を実施します。	a.取組中	登校が困難な児童・生徒への支援、発達障害に関する相談などに適切に対応できるよう学校と連携しながら相談業務を実施していく必要がある。	・青少年教育相談員を10名配置。 ・相談件数2,141件(面接相談1,785件、電話相談356件、訪問相談0件、要請教育相談0件) ・青少年教育相談室スーパーバイザーによる研修会 1回実施	・青少年教育相談員を10名配置。 ・相談件数2,064件(面接相談1,723件、電話相談326件、訪問相談14件、要請教育相談1件) ・青少年教育相談室スーパーバイザーによる研修会 1回実施
福祉政策課	61	II	気づきと見守りのある地域づくりの推進関連	11	地域福祉総合相談室設置運営事業	市内の地域包括支援センター(12か所:29年4月現在)の各受託法人に事業委託し、センター内に社会福祉士等で3年以上の経験を有する「福祉相談支援員」を1名配置します。 【福祉相談支援員】 ①相談内容に応じ適切な支援先へつなぎ、支援体制構築までのフォローを行います。 ②地区での福祉活動の担い手や専門支援機関、市社協及び行政機関等と連携し支援体制を構築します。 【市】 ①相談室相互の連絡調整を行うため、福祉相談支援員を構成員とする福祉相談室連絡会議を開催します。 ②関係機関等との円滑な連携や事業周知を図るため、会議等へ福祉相談支援員を派遣します。 地域包括支援センター及び福祉相談室の適切な区域割についての検討を行います。	a.取組中	事業内容に継続的に取り組むとともに、令和4年度の総合相談担当設置に向けた適切な引継ぎと関係機関との実働を踏まえた連携を図っていきます。	・福祉相談室設置数【13か所】 ※令和元年10月1日福祉相談室つむぎ開設 ・福祉相談室連絡会議【月1回開催】 ・福祉相談室班活動【適宜開催】	・福祉相談室設置数【13か所】 ・福祉相談室連絡会議【月1回開催】 ※1,2月は感染症拡大防止のため中止 ・福祉相談室班活動【適宜開催】
子育て支援課	62	II	気づきと見守りのある地域づくりの推進関連	12	子育て支援センター事業	市内4か所にある子育て支援センターでは、子育ての悩みを解消し、安心して子育てができるように、子育てアドバイザーによる相談支援事業や子育て関連の情報提供、子育て家庭の交流の場を提供しています。	a.取組中	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、人数制限を設けたことにより、来所人数や相談件数が減少している。定員に達し、利用をお断りしている現状を踏まえ、より多くの家庭が利用できる方法を考える必要がある。	・来所者数 37,382人 ・相談件数 3,968件	・来所者数 11,742人 ・相談件数 1,799件
子育て支援課	62 70	II	気づきと見守りのある地域づくりの推進関連 経済的な問題対策関連	13 3	子どもの貧困対策事業	子どもの貧困対策を始めとした総合的な支援を行う事を目的に、すべての子どもたちの未来を応援するための組織横断的な取り組みを行っています。	a.取組中	子ども未来応援基金を活用した効果的な事業の更なる展開を図る必要がある。	実績なし	・ひとり親家庭総合相談会実施 2日間 ・子ども食堂支援事業補助金実施

保健予防課	63	Ⅲ「つながる」を支える人材の育成関連	2	精神保健福祉業務企画連絡会・管内精神保健福祉業務連絡会・地域医療福祉連絡会の開催をします。 神奈川県精神保健福祉センターが開催する保健福祉事務所等精神保健福祉業務連絡会への参加による連携強化を図ります。	c:コロナの影響で縮小して取組中または休止	感染症対策を実施したうえで開催が求められる。書面開催やオンライン開催を中心に開催する。	・精神保健福祉業務企画連絡会 1回 ・保健福祉事務所等精神保健福祉業務連絡会 3回	・保健福祉事務所等精神保健福祉業務連絡会(オンライン) 3回
警防救命課	63	Ⅲ「つながる」を支える人材の育成関連	3	救急救命士の育成を継続的に行います。高度化する救急業務に対応するため救急隊員特に救急救命士に対する教育・訓練を実施します。	c:コロナの影響で縮小して取組中または休止	救急救命士の養成は休止したが、教育体制を整備し訓練等を実施している。また医療機関にて行う各種病院実習で自損行為が原因で救急搬送された傷病者の対応を学ぶ。	・救急救命士新規養成 1人 ・救急救命士就業前病院実習修了 3人 ・救急救命士再教育病院実習修了 24人	・救急救命士新規養成 1人 ・自殺対策基礎研修(ゲートキーパー研修)実施 11人
生活支援課	64 70	Ⅳ 生きることの促進要因への支援 Ⅲ 経済的な問題対策関連	2 2	生活困窮者からの相談を聞き取り、課題を把握します。 自立のための方策を検討し、必要に応じて生活困窮者の支援プランを策定します。	a:取組中	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、対面での相談や訪問活動が困難になっている。対面での対応を基本としつつ、相談者の意向を踏まえた柔軟な対応を行っていく。	生活困窮者の方に対して、専門の自立相談支援員がそれぞれに応じた相談や就労を含めた支援を行った。相談件数213件(うち女性85件)	生活困窮者の方に対して、専門の自立相談支援員がそれぞれに応じた相談や就労を含めた支援を行った。相談件数1,002件(うち女性391件)
保健予防課	64 65	Ⅳ 生きることの促進要因への支援 Ⅴ 若年層への自分を大切にしている取り組みの推進	3	こころのちを守る支援強化事業を実施します。(自殺対策普及啓発講演会)。 茅ヶ崎市自死(自殺)対策庁内連絡会を開催します。 救急病院・精神科医療機関連絡会を企画し、実施します。 ゲートキーパー養成研修およびフォローアップ研修を実施します。 街頭キャンペーンを実施します。	c:コロナの影響で縮小して取組中または休止	全国および市内の自殺者数が増加している。全庁的な自殺対策について茅ヶ崎市自死(庁内)連絡会を通じて推進する。 ゲートキーパー養成研修を感染症対策を講じたうえで実施する。	・茅ヶ崎市自死(自殺)対策庁内連絡会 1回 ・救急病院・精神科医療機関連絡会 1回 ・ゲートキーパー養成研修 125人養成 ・街頭キャンペーン 1回	・茅ヶ崎市自死(自殺)対策庁内連絡会(書面会議) 1回 ・YOUTUBEにゲートキーパーに関する動画投稿 2本 ・ゲートキーパー養成研修 60人養成 ・街頭キャンペーン 1回
教育センター	65	Ⅴ 若年層への自分を大切にしている取り組みの推進	1	市内全小・中学校32校に心の教育相談員を配置します。 児童・生徒の身近に第三者的存在となり得る心の教育相談員を配置し、児童・生徒の悩み相談・話し相手となり、ストレスを和らげることを通して、心に安らぎを与えます。 相談しやすい環境を整えます。	a:取組中	特性のある児童・生徒の相談を受けることも増えてきており、スーパーバイザーによる研修を通して現状に応じた新たな知識を提供していく必要がある。 相談員間の情報交換の場の確保。 学校によっては相談室が狭く、広い相談室の確保が必要。エアコンの設置が望まれる。	・市内小中学校32校に各1名の心の教育相談員を配置。 ・相談件数81,187件。	・市内小中学校32校に各1名の心の教育相談員を配置。 ・相談件数40,383件。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、閉室、人数制限を行った影響により相談件数が減少したと考えている。
教育センター	65	Ⅴ 若年層への自分を大切にしている取り組みの推進	2	青少年の健全育成へのよりよい支援・相談業務を推進するために、スーパーバイザーの指導・助言を受けながら、電話相談及び面接(来所)相談を実施します。 学校及び適応指導教室に通うことができないひきこもり傾向の児童・生徒への支援・相談業務として、不登校児童・生徒訪問相談を実施します。 面接相談に係る児童・生徒を対象に、保護者の要請により心理相談員が学校を訪問する「小・中学校要請教育相談」を実施します。	a:取組中	登校が困難な児童・生徒への支援、発達障害に関する相談などに適切に対応できるよう学校と連携しながら相談業務を実施していく必要がある。	・青少年教育相談員を10名配置。 ・相談件数2,141件(面接相談1,785件、電話相談356件、訪問相談0件、要請教育相談0件) ・青少年教育相談室スーパーバイザーによる研修会 1回実施	・青少年教育相談員を10名配置。 ・相談件数2,064件(面接相談1,723件、電話相談326件、訪問相談14件、要請教育相談1件) ・青少年教育相談室スーパーバイザーによる研修会 1回実施
青少年課	66	Ⅴ 若年層への自分を大切にしている取り組みの推進	4	地域において、青少年の健全育成を進めていくため、「青少年支援・指導者」の担い手となる青少年指導員の資質を高めるとともに、継続的な活動を展開していくため、青少年指導員の活動を支援します。 青少年健全育成及び青少年健全育成の取り組みを周知します。	c:コロナの影響で縮小して取組中または休止	新型コロナウイルスの感染まん延により、対面形式による会議の開催が困難。 青少年指導員が従来行ってきた取り組み、イベントは、青少年とのふれあいや、人を集める形のものが多いため、新型コロナウイルスがまん延している状況下でできることが限られる。従来とは違う形の事業等実施についての情報提供が必要。 各学区5人の定数があるが、定数を満たしていない学区があり、担い手の確保が課題。	・三役部長会及び理事会出席による情報交換 月1回 ・青少年指導員だより98号・99号の自治会回覧依頼 ・青少年指導員まつりチラシ印刷 ・青少年指導員まつりチラシの自治会回覧依頼 ・行政研修 2回	・三役部長会及び理事会出席による情報交換 月1回 ・青少年指導員だより第100号「えほしいわ」の自治会回覧依頼
産業振興課	67	1 働く人への対策関連	1	茅ヶ崎市中小企業融資制度やそれに係る手数料補助を実施することで、中小企業者の経営の安定を図ります。 経営相談、経営診断を実施し中小企業者が抱える課題を解決します。	a:取組中	コロナ禍で経営難による資金繰りの問題で、閉店・事業廃止にならないよう、様々な融資制度をしっかりと周知すること。 実際に経営相談、経営診断の相談会は、予約が埋まる状況であり、新規の相談を希望する方への何らかの対応をする必要がある。	・市制度融資 信用保証料 229件 23,331,858円 執行率94.54% 創業7件 561,299 ・市制度融資 利子補給 336件 14,358,800円	・市制度融資 信用保証料 93件 10,934,078円 ・市制度融資 利子補給 283件 13,578,900円 ・経営相談・経営診断 65件
雇用労働課	67	1 働く人への対策関連	2	国と共同で茅ヶ崎市ふるさとハローワークを運営します。 公共職業安定所や近隣自治体等関係機関と連携して就職面接会を実施します。	a:取組中	コロナ禍において求人が減少しており、増加する求職者とのマッチング率が低下している。 就職面接会及び市主催企業説明会参加者の確保。	・ふるさとハローワーク 新規求職者数(1,509人) ・湘南合同就職面接会 参加者数(53人) ・企業合同就職面接会 参加者(133人) ・市主催合同企業説明会 2回開催(参加者119人) ・藤沢戸塚障がい者合同就職面接会 1回開催(参加者257人)	・ふるさとハローワーク 新規求職者数(1,638人) ・湘南合同就職面接会 参加者数(46人) ・企業合同就職面接会 参加者(94人) ・市主催合同企業説明会 7回開催(参加者173人) ・市主催合同企業説明会時に精神保健に関する相談会 1回開催(参加者1名)
雇用労働課	67	1 働く人への対策関連	3	就職を支援するための相談窓口の開設や講座を実施します。 労働者の技術向上のための講座や労働相談を実施します。	a:取組中	感染症予防策を講じながら講座や相談を実施 空調設備の故障により利用者の利便性が低下 オンライン相談の事業化	・就職サポートコーナー 228日開催 参加者(1,566人) ・しごと相談デー 24日開催 参加者(61人) ・若年労働者キャリア形成支援・相談 48日開催 参加者(100人) ・労働相談 参加者(42人) ・就労に困難を抱える若者と保護者向け相談会 新規登録者数(215人) ・講座 17回開催 参加者(227人) ・ミニ講座 44日開催 参加者(150人) ・労働講座 3日開催 参加者(26人) ・職業能力講座 16回開催 参加者(269人)	・就職サポートコーナー 231日開催 参加者(1,012人) ・しごと相談デー 24日開催 参加者(55人) ・若年労働者キャリア形成支援・相談 48日開催 参加者(84人) ・中高年仕事なんでも相談 24日開催 参加者(41人) ・労働相談 36日開催 参加者(61人) ・就労支援講座 19回開催 参加者(296人) ・就職ミニ講座 13日開催 参加者(80人)
生活支援課	67	1 働く人への対策関連	4	ケースワーカーと就労支援相談員が連携し、被保護者の就労支援阻害要因の解消を図ります。 就労阻害要因のない者には、求人情報の提供や就労に効果的に役立つ技能習得の促進等、適切な指導援助を行います。	a:取組中	令和2年度同様、新型コロナウイルス感染症の影響により、就労決定に至ることが困難な状況が続くものと予想される。コロナ禍において需要の高まりを見せている業種に注目し、被保護者の適正を踏まえた支援を継続していきたい。	就労支援相談員が、受給者一人ひとりに寄り添い、就労に向けた助言を行うとともに、ハローワークと連携し、効率的かつ効果的な支援を行った。支援人数120人(男性80人、女性40人)のうち、50人(男性32人、女性18人)が決定した。	就労支援相談員が、受給者一人ひとりに寄り添い、就労に向けた助言を行うとともに、ハローワークと連携し、効率的かつ効果的な支援を行った。支援人数119人(男性85人、女性34人)のうち、21人(男性12人、女性9人)が決定した。

障がい福祉課	67	1 働く人への対策関連	5 障害者就労支援事業	湘南地域就労援助センターへ助成し、就労支援事業所との連携による利用者向け勉強会、藤沢公共職業安定所（ハローワーク）との連携による事業所開拓・訪問、就労者に関する情報交換、生活の相談等、就労に向けた支援や定着のための支援を実施します。	c:コロナの影響で縮小して取組中または休止	増加する相談件数や多様化する相談内容に対する関係機関との更なる連携強化、オンライン等を活用した支援方法についての検討、体験実習受け入れ先企業の開拓	・就労援助センターへの相談 ・新規:212名、登録件数:123名、新規就労者:63名 ・支援対象障害者に対する相談・支援件数:6173件、出張相談件数:10件 ・事業主に対する相談・支援件数:1906件 ・関係機関との連絡会:76回 ・啓発活動 ・関係機関との連絡会議:4回(104名参加) ・ピアサポート活動:3回(121名参加) ・企業向けセミナー:2回(40名参加)、セミナー登壇:4回 ・就労者向け勉強会:4回(108名参加)	・就労援助センターへの相談 ・新規:218名、登録件数:133名、新規就労者:66名 ・支援対象障害者に対する相談・支援件数:8,693件、出張相談件数:4件 ・事業主に対する相談・支援件数:2,133件 ・関係機関との連絡会:26回開催 ・啓発活動 ・関係機関との連絡会議:3回(オンライン開催2回(35名)、書面会議1回) ・ピアサポート活動:7月～3月末まで月1～2回開催 計54名参加 ・企業向けセミナー:オンライン(視聴回数80回)、セミナー登壇:1回 ・就労者向け勉強会:2回、就労者向け会報誌:2回配付
地域保健課	67	1 働く人への対策関連	6 地域・職域連携推進事業	地域・職域連携推進協議会を開催します。(年1回) 管内の企業と協働にて、健康教育やイベントを実施します。 健康づくり事業担当課と連絡会を行います。(年2回)	c:コロナの影響で縮小して取組中または休止	新型コロナウイルス感染症の影響により、R元年より本事業の実績はない。本事業の目的が自殺対策予防を目的としていないため評価することができない。	実績なし	実績なし
高齢福祉介護課	68	2 シニア世代対策関連	1 高齢者虐待防止対策事業	高齢者や養護者に対する相談、指導、助言を行います。 通報を受けた場合の速やかな高齢者の安全確認、通報等に係る事実確認 立ち入り調査の実施をします。(必要に応じ、地域包括支援センターや警察との連携) 被虐待者の保護を図るための老人福祉法の規定に基づく措置の実施をします。 必要に応じた成年後見制度の利用支援を行います。 高齢者虐待防止に係る関係機関等との連携協力体制の整備及び対応窓口の周知をします。 市民や関係機関等への周知・啓発 茅ヶ崎市・寒川町高齢者虐待防止ネットワーク連絡協議会の開催をします。	a:取組中	高齢者虐待防止の周知啓発について、関係機関と連携、協力しながら進めることが必要である。	・虐待通報件数77件 ・高齢者虐待防止普及啓発物品の作成(高齢者虐待防止リーフレット A4版 400部作成) ・市主催高齢者虐待防止研修会(令和元年11月13日開催) 参加者 居宅介護支援事業所、訪問介護事業所等施設職員、地域包括支援センター職員、市職員等 53名 ・茅ヶ崎市・寒川町高齢者虐待防止ネットワーク連絡協議会(令和2年2月14日開催)	・虐待通報件数67件(※国の調査の報告前数値のため未確定数値になります) ・高齢者虐待防止普及啓発物品の作成(高齢者虐待防止リーフレット A4版 400部作成) ・茅ヶ崎市・寒川町高齢者虐待防止ネットワーク連絡協議会(書面会議により令和3年2月に開催)
保健予防課	68	2 シニア世代対策関連	2 認知症相談・訪問事業	専門医による認知症患者相談を行います。 保健師等による随時相談及び訪問等を実施します。	a:取組中	・新型コロナウイルス感染症流行の影響により、相談行動を抑制される可能性があるため、感染防止対策を講じた相談機会があることを対象者に周知していく必要がある。	・専門医による認知症患者相談 11件 ・保健師等による随時相談 延べ157件 ・保健師等による訪問 延べ16件	・専門医による認知症患者相談 6件 ・保健師等による随時相談 延べ120件 ・保健師等による訪問 延べ4件
保健予防課	68	2 シニア世代対策関連	3 認知症対策地域支援に関する事務	認知症対策事業検討会、認知症初期集中支援チーム会議、地域包括支援センターの部会、県認知症担当者会議等認知症関係会議への出席とSOSネットワーク事業の連携を図ります。	a:取組中	・新型コロナウイルス感染症流行の影響による認知症の人の地域社会からの孤立が問題視されており、認知症の人を地域で支える連携を強化していく必要がある。	・認知症施策検討会参加 2回 ・認知症初期集中支援チーム会議参加 8回 ・県主催認知症対策関係会議への参加 9回 ・県認知症等行方不明者SOSネットワークへの広域捜索依頼 6件 ・県認知症等行方不明者SOSネットワーク連携会議参加1回	・認知症施策検討会参加 2回 ・認知症初期集中支援チーム会議参加 2回 ・県主催認知症対策関係会議への参加 5回 ・県認知症等行方不明者SOSネットワークへの広域捜索依頼 4件 ・県認知症等行方不明者SOSネットワーク連携会議参加 1回
高齢福祉介護課	68	2 シニア世代対策関連	4 認知症初期集中支援事業	認知症の方への支援について、サポート医、地域包括支援センター職員等のチーム員が毎月1回、支援方針等の検討を行います。また、必要に応じて、チーム員が訪問や相談を行います。	a:取組中	早期の把握及び介入が課題となる。現状は包括からの相談が多いので、チーム会議を広く周知し、早期把握につなげたい。	・チーム会議は毎月開催。随時必要に応じてチーム員が訪問や相談を行った。 実検討件数:18件 延べ:55件(モニタリング対応6件含む)	新型コロナウイルス感染症の影響により、チーム会議は4～6月は中止し、7月から毎月開催。随時必要に応じてチーム員が訪問や相談を行った。 実検討件数:16件 延べ:53件(モニタリング対応1件含む)
高齢福祉介護課	69	2 シニア世代対策関連	5 SOSネットワーク事業	徘徊するおそれのある認知症高齢者等の特徴を事前に登録していただきます。 行方不明になった場合、ファックスや防災無線等を活用し、関係者や広く市民に早期発見への協力を呼び掛けます。 関係機関や関係者によるネットワーク会議を開催します。	a:取組中	認知症の理解を深め、早期発見へつなげたい。	・SOSネットワーク捜索件数59人 ・SOSネットワーク登録者数212人(令和元年度末時点) ・ネットワーク会議(書面会議)1回開催 ・SOSネットワーク事業の放送依頼先である大型店舗(イオン、ラスカ)、タクシー会社等へ再確認を行った	・SOSネットワーク捜索件数68人 ・SOSネットワーク登録者数248人(令和2年度末時点) ・ネットワーク会議(書面会議)1回開催
高齢福祉介護課	69	2 シニア世代対策関連	6 高齢者への訪問・相談	本人や家族、関係者等から相談があった場合、相談に応じたり、訪問等を行い、必要な支援を行います。また、必要に応じて関係機関等に繋ぎます。	a:取組中	関係機関等との連携の強化が必要である。	・実人数313名	・実人数353名
市民相談課	70	3 経済的な問題対策関連	1 多重債務相談事業	職員及び消費生活相談員による多重債務相談窓口を開設し、相談者が来訪した場合や電話で相談した場合、相談カードを利用して相談者の借金の状況などを把握し、債務整理の概念の説明を行い、専門家による法律相談に繋ぎます。 他部署の職員による多重債務者の早期発見や相談者の様々な問題に対応するため庁内での連携を図ります。 弁護士、司法書士による多重債務法律相談を開設し、多重債務整理を行います。	c:コロナの影響で縮小して取組中または休止	コロナの影響で、多重債務法律相談は中止せざるを得なかった。一般の法律相談で代替していくが、円滑に相談が行われるよう、適切なフォローを行う必要がある。	・多重債務相談69件、多重債務法律相談52件	・多重債務相談84件、多重債務法律相談51件